宛名：
担当者の氏名及び役職：
電話番号：
電子メールアドレス：

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の前に農林水産大臣が登録の申請を受理した場合におけるこの省令の施行の際現に存する特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第七条第一項の申請書は、この省令による改正後の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則別記様式第一号にかかわらず、なお従前の例によることができる。

規　則

○原子力規制委員会規則第七号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十四条第三号、第十六条の四、第四十四条の二第一項第四号及び第四十六条の二の規定に基づき、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月三日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則

（加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第一条　加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　（略） ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四　（略） 五　「重大事故等対処施設」とは、加工施設において重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。以下同じ。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）に対処するための機能を有する施設をいう。 六　「重大事故等対処設備」とは、加工施設において重大事故等に対処するための機能を有する設備をいう。 七　（略） （臨界事故の拡大を防止するための設備） **第二十八条**　プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に規定する重大事故が発生した場合にその拡大を防止するため、次に掲げる設備を設けなければならない。 一・二　（略） （閉じ込める機能の喪失に対処するための設備） **第二十九条**　プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。 一・二　（略） （重大事故等への対処に必要となる水の供給設備） **第三十一条**　プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備を設けなければならない。 （新設）	（定義） **第一条**　（略） ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四　（略） 五　「重大事故等対処施設」とは、プルトニウムを取り扱う加工施設において重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。以下同じ。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）に対処するための機能を有する施設をいう。 六　「重大事故等対処設備」とは、加工施設において重大事故等に対処するための機能を有する設備をいう。 七　（略） （臨界事故の拡大を防止するための設備） **第二十八条**　プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に規定する重大事故が発生した場合にその拡大を防止するため、次に掲げる設備を設けなければならない。 一・二　（略） （閉じ込める機能の喪失に対処するための設備） **第二十九条**　プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。 一・二　（略） （重大事故等への対処に必要となる水の供給設備） **第三十一条**　プルトニウムを取り扱う加工施設には、想定される重大事故等に対処するための水源として必要な量の水を貯留し、当該重大事故等に対処するために必要な設備に供給するための設備を設けなければならない。 ２　プルトニウムを取り扱う加工施設には、海その他の水源（前項の水源を除く。）から、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を取水し、当該重大事故等に対処するために必要な設備に供給するための設備を設けなければならない。

（再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第二条　再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。